

落札者決定基準 (令和7年度 神戸市民生委員・児童委員システム構築・運用業務)

1. 落札者決定の概要

本業務の落札者には、より効果的な神戸市民生委員・児童委員システムのサービス提供を行うことを求める。したがって、落札者の選定にあたっては、入札金額の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札金額等及び事業者の幅広い能力・ノウハウ等の技術力とシステム機能等を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式一般競争入札」によって行う。

2. 総合評価の方法

入札金額及び提案内容を基に価格点及び技術点を算出し、その合計点数を総合評価点数として、最も高い者を落札者とする。

(1) 価格点に、400点、技術点に800点を配分し、総合評価点数の満点を1,200点とする。ただし神戸市内に本社を有する企業に関しては、上記の1,200点に120点を加点するものとする。

(2) 総合評価点数の最も高い者が2者以上ある場合は、技術点の高いものを落札者とする。ただし、技術点が同値の場合は、当該者のくじ引きにより落札者を決定する。

3. 価格点

価格点は、入札書（様式6）に記載された金額（消費税及び地方消費税を含む（10%））により、次の通り算出する。上限金額は入札説明書の11の（4）に記載の金額とする。

ただし、入札金額が上限を超過している場合、価格点は算出せず、失格とする。また、入札金額が著しく低い額を提案した場合は、本市による調査を行い、履行に支障がないのかの確認を行う。

$$\text{価格点} = 400 \text{ 点} \times \frac{\text{最低入札者の価格}}{\text{入札価格}}$$

4. 技術点

技術点については、「提案評価基準表」に基づき本市が提案書を審査し決定する。